

事 務 連 絡

平成 2 8 年 5 月 9 日

各 正 会 員

事 務 局 長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

専務理事 森 谷 賢

建材中の石綿含有率の分析方法について（周知依頼）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、厚生労働省労働基準局長より、周知依頼がございました。

つきましては貴職におかれましても、貴協会会員に対し、建材中の石綿含有率の分析方法について、周知いただく等、格段のご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

基発 0413 第 2 号
平成 28 年 4 月 13 日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

建材中の石綿含有率の分析方法について

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建材中の石綿含有率の分析方法については、平成18年8月21日付け基発第0821003号（平成26年3月31日付け基発0331第30号により一部改正。以下「分析方法通達」という。）において示しているところですが、今般、標記に関連する日本工業規格として、平成28年3月22日付けで新たにJIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）が制定されたところです。

つきましては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法となりますので、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当該改正は平成28年3月22日から適用する。

記

分析方法通達本文中「JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）及びJIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法）が平成26年3月28日に制定され」の後に「、JIS A 1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）が平成28年3月22日に制定され」を挿入し、記の内容を次のように改める。

- 1 JIS A 1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）、JIS A 1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）、JIS A 1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法－第3部：アスベスト

含有率の X 線回折定量分析方法) 又は JIS A 1481-4 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第 4 部: 質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)

2 上記 1 と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法

(1) 廃止前の 188 号通達の別紙の第 3 の 3 の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法 (以下「分散染色法」という。)

ただし、分散染色法は、JIS A 1481-2 の 8.2 の「位相差・分散顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。

よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が 0.1% を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。

(2) 平成 26 年 3 月 31 日付けで廃止された JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による分析方法

(3) その他別途示す分析方法